

キャリアは自分でデザインする。
それができるのが裁判所です。

千葉地方裁判所事務局長

江川 智津乃

profile (略歴)

- S57 東京地方裁判所裁判所事務官(採用)
- S59 東京簡易裁判所裁判所書記官
- H4 最高裁判所人事局給与課係長
- H9 東京地方裁判所主任書記官
- H11 東京高等裁判所人事課課長補佐
- H13 さいたま地方裁判所総務課長
- H15 東京地方裁判所総務課長
- H18 宇都宮地方裁判所事務局長次長
- H20 東京高等裁判所総務課長
- H23 甲府地方裁判所事務局長
- H24 最高裁判所秘書課参事官
- H27 現職

仕事に育児に奔走する毎日

「課長、今日の判決について、〇〇新聞の記者が説明して欲しいと言っています。」
「課長、明日の大規模訴訟事件について民事部が相談したいそうです。」
「課長、〇〇支部から職員の異動について電話が入っています。」
平成13年、私はさいたま地裁総務課長として勤務していました。毎日、慌ただしい日々。中でも判決について、マスコミに正確な報道をしてもらうのは総務課長の重要な仕事で、記者の質問に答えた翌朝に、朝刊の記事を見て正確な記事が掲載されていることにほっとしたものです。

この頃、会社員の夫は単身赴任中で、娘は小学校1年生。「ごめん、今日は帰らないと。明日の朝に打合せをしましょう。」と周囲にお願いする日々でしたが、上司も部下もいつも快くサポートしてくれました。「課長はいつも庁内を走り回ってますね。少しゆっくりしてください。」などと優しい言葉まで掛けてもらっていました。今思えば、仕事も育児もとても忙しい時期でしたが、本当に充実した毎日でした。

ドイツに渡って

東京地裁総務課長時代は、「女性雇用促進計画の進捗状況」の調査でドイツに行く機会に恵まれました。当時の日本の女性管理職比率の低さが話題になったときに、ドイツの女性裁判官から、「日本の女性がチャレンジすることを期待しています。頑張ってください。」と言われたことが今も私の原動力になっています。

その後、宇都宮地裁の事務局長次長になると、仕事の範囲が大きく広がり、裁判所が社会に対して果たすべき役割や組織全体がおぼろげながら分かるようになり、ますます仕事が面白くなりました。

さらに、甲府地裁事務局長を経験し、最高裁秘書課参事官として、文書の作成・管理のあり方に関するプロジェクトを率い、働き方の見直しに向けた取組を進めました。



女性の視点から見る裁判所

裁判所の採用試験を受験したときには、民間会社では女性が活躍できる場面がなかったのですが(男女雇用機会均等法の施行以前でした。)、裁判所は既に大卒女性を採用していましたので、女性が活躍できる場所があるかも…と、少し期待する程度でした。

しかし、採用されてみると、女性差別を全く感じませんでした。書記官となった後勤務した簡易裁判所では、先輩の女性書記官が3人の子供の育児をしながらバリバリ働いている姿に感心させられました。

その後、勤務場所も規模の小さな簡裁から最高裁まで、職務の内容も民事、刑事、事務局、ポストも書記官、主任書記官、課長、次長、局長と、いろいろな経験をすることができました。いつも新鮮で、毎日が勉強でした。

また、周囲の人にも恵まれてきました。どの職場においても男女を問わず尊敬できる上司や同僚、部下の人たちがいました。特に育児・介護で困ったときには、尊敬できる女性の先輩達にアドバイスを貰っていました。



裁判所におけるキャリアデザイン

裁判所の仕事には常に根拠があります。そのため、問題の解決は恣意的に行われるのではなく、事実関係を把握して「公平」「公正」「的確」に判断することで成り立っています。裁判所は、非常に風通しがよく、前向きに全力で取り組んでいる人が報われる組織だと思います。これまでの裁判所人生を振り返ると、裁判所は、男女を問わず、働きやすい職場であり、キャリアアップを実現できるステージがきちんと整備されているということをもっと実感します。

今、就職を考えている皆さんにも、是非裁判所で自分のキャリアをデザインしてもらいたいと思います。皆さんと裁判所で一緒に働けることをお待ちしております。

田中さんのとある一日

- 8:30 始業
今日1日のスケジュールを確認。面接予定の事件記録をチェック
- 9:00 上司・実務修習同期とグループミーティング
今日の面接の調査内容、調査方法の打合せ
- 10:00 少年・保護者と面接
事件内容、生活状況等を調査。教育的な働き掛けを行う
- 12:15 昼食
同期の職員と庁内の食堂で談笑しながらランチ
- 13:00 裁判官とのカンファレンス
翌日の審判について、裁判官や書記官と打合せ
- 13:30 少年の中学校に訪問調査
少年の学校生活の状況等について調査
- 15:30 報告書作成
午前中の調査面接の結果について報告書を作成
- 17:00 終業
終業後は、吹奏楽の練習へ

採用試験に向けて、どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか。

田中 教養科目は、試験の約1年前に公務員試験用の問題集を購入して何度も繰り返し解き、解き方のコツをつかむようにするとともに、なるべく速く解けるように訓練しました。専門科目は、試験の約3か月前から大学院受験時に購入した概論書を利用してポイントとなる事項をまとめたり、専門用語の単語帳を作成し、その単語について200字程度で説明する練習をしたりしました。

牧野 大学2年生の冬から、公務員試験用の問題集を繰り返し解き、出題数の多い科目や分野では苦手な問題を減らすように意識しました。また、何度も間違えた問題はポイントを自分なりにまとめて、試験前に目を通しました。

米花 前年の夏頃から、市販の参考書や過去問題集を活用し、毎日コツコツと勉強に取り組みました。参考書を読む際には、体系や項目、目次を意識すると、知識が頭の中で整理しやすくなると思います。また、過去問については繰り返し解き、間違えやすい問題には印を付けて特に重点的に解くようにしていました。

就職先として裁判所を選んだのはなぜですか。

田中 大学で家族社会学を学んでいたことや、ボランティアで小学生と関わっていたことから、家族に関わる仕事で、かつ、子どもを笑顔にできる仕事がしたいと思っていました。そのような中で、家庭裁判所調査官は、紛争下にいる子どもの気持ちをくみ取って、当事者である御両親に伝えることで、その子どもにとってより良い解決に向かえるように働き掛けることができることを知り、家庭裁判所調査官を志望しました。

牧野 採用試験説明会での「一人が困っているときには周囲が協力して解決するなど、裁判



大阪家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

田中 佑季 [平成27年採用]

若手職員に

「裁判所って、

若手職員
インタビュー

モチベーションを高めて日々の仕事に励んでいます。

田中 少年に真摯に向き合っている先輩の姿から学ぶことが多いです。また、男女を問わず、育児や介護の制度を利用するなどして、仕事と家庭を両立させている先輩がたくさんいるので、安心して働くことができます。

仕事内容についてどのように感じていますか。

田中 私は現在、少年事件を担当しています。少年の再非行を防止するためにはどのような処置が必要か、裁判官にどのような意見を伝えるのか悩むこともありますが、一つ一つのケースに向き合うことでより広く深い知識が身

に付けられ、それが次の仕事へと繋がっていくのだと感じています。また、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学の専門的知見については、大学で学んだことも生かせるのでやりがいを感じられます。

牧野 事務局での仕事内容がイメージできず、最初は戸惑いました。しかし、少しずつ仕事を覚えるにつれ、警備や調停委員の任命等、裁判手続が円滑に進むようサポートする仕事に携わっているという実感が出てきました。

日向 裁判所事務官も円滑な裁判の遂行の一環を担っていることから、専門性が高く、根拠を押さえて仕事をする必要があります。また、窓口や電話で当事者の方と対応する機会も多いですが、発する言葉の一つ一つに責任が伴うため、その内容が適切かどうかを常に意識して臨んでいます。苦勞もありますが、その分やりがいも大きく、職務を通じて、自分自身の能力アップが図れていることを実感しています。

岡山地方裁判所 裁判所事務官

米花 大貴 [平成24年採用]

米花さんのとある一日

- 8:30 始業、書記官との朝ミーティング
今日1日の予定を整理し、仕事の段取りを確認
- 8:45 裁判員等選任手続期日の受付
出願された裁判員候補者の確認。席へ案内し配布資料の説明
- 11:00 裁判員等選任手続
裁判員・補充裁判員選任手続の補助
- 12:15 昼食
同期の職員と食堂でランチ
- 13:00 統計事務
統計数値に誤りがないか、資料を基にしっかり確認
- 15:00 回収したアンケートの整理
裁判員候補者からアンケートを回収し、内容を係内で確認
- 16:00 裁判員候補者へ送付する書類の発送準備
内容や宛先に間違いがないかしっかり点検
- 16:45 翌日の仕事の段取りを確認
- 17:00 終業



所はチームで働く職場」というお話が印象的で、自分もそのチームの一員になって働きたいと思いました。また、大学で学んだ知識を生かせる仕事に就きたいと考えていたことのほか、各種研修制度が充実していることや、海外での研究制度があることなど、自分自身のキャリアアップにつながると考えました。

日向：裁判所職員は、司法を支えるとても専門性の高い職業であるという点に魅力を感じたからです。また、大きな責任を伴う仕事でもあり、そのような環境で働くことで、自分自身も成長することができると考えたからです。

米花：公務員志望で、公務員について調べていたところ、裁判所職員のことを知り、公正中立な立場から紛争解決に関わる仕事をする中で、社会のため人のために働くことができることに魅力を感じました。また、大学生の頃、裁判所見学ツアーに参加した際、職員が窓口で来庁者に真摯に対応している姿を見て、職場としての魅力を感じました。



職場の雰囲気はどうか。

日向：裁判所に入る前のイメージとは良い意味で異なっていました。職場はとても明るい雰囲気、楽しく仕事に打ち込める環境にあります。また、上司や先輩が、若手職員の話をよく聞いてくれるので、職務に関する質問だけでなく、事務改善の提案なども積極的に発言し、アドバイスを受けています。そうした状況の下で、日々向上心を持って働くことができます。

米花：入所前は、裁判所に対して堅いイメージを持っていましたが、職場の雰囲気は、明るく和やかです。また、裁判官、書記官、事務官が一つのチームとして、皆で協力して仕事に取り組んでおり、職種間の垣根を越えて活発に話しかけることができる職場です。周囲の職員の真摯に仕事に取り組む姿勢に刺激を受けながら、自分も

聞いてみました。 どうですか？」



最後に受験生へのメッセージをお願いします。

田中：心理学や法律学を学んだことのない人は、家庭裁判所調査官の仕事ができるのかと不安に思うかもしれませんが、採用後約2年間にわたり充実した研修を受け、仕事に必要な知識を身に付けることができますので、専攻にとらわれる必要は全くありません。人の人生の重要な局面に立ち合うという点で責任が重い分、やりがいを感じられる仕事です。少しでも関心をお持ちの方は、是非、全国各地の家庭裁判所の見学セミナーなどにご参加ください。

牧野：三種の一つである司法権を担う裁判所での仕事は、大変やりがいのあるものです。また裁判所と聞くと、難しく堅い仕事をイメージされるかと思いますが、温かく活気があり、働きやす

い職場だと感じています。みなさんと一緒に裁判所で働くことができる日を楽しみにしています。

日向：「就職」は、人生で最も大きな分岐点の一つだと思います。だからこそ、就職活動に対する不安や悩みを抱えている人も多いのではないのでしょうか。今後何十年と働いていくな、やりがいがあり、働きやすい環境が整っているところが一番だと思います。ぜひ、裁判傍聴や見学セミナーに参加して裁判所の良さを感じ取ってください。

米花：私は、大学で経営学を専攻していたので、法律の知識はほとんどありませんでした。しかし、上司や先輩職員から条文などの根拠を示しながら丁寧に指導してもらっており、少しずつ法律知識を身に付けることができます。受験勉強は大変だと思いますが、あきらめず、一つ一つの積み重ねを大切にしていけば、いつかそれが自分自身の大きな力になるはずです。皆さんと一緒に働ける日が来ることを楽しみにしています。

日向さんのとある一日

- 8:30 始業
効率的に働けるように、1日のスケジュールを計画
- 9:00 訴訟関係人と期日調整
弁護士と電話で裁判期日の打合せ
- 11:00 郵便物の受付処理
書類を受け付けて各係に交付
- 12:15 昼食
先輩方と雑談しながら楽しくランチ
- 13:00 裁判関係書類の発送
呼出状や判決の発送準備。
内容や送り先に間違いがないかしっかり確認
- 14:00 法廷立会等
出廷する証人に手続案内。分かりやすい説明を心掛けて
- 16:00 翌日の期日確認
明日の仕事に備え、事前に準備しておくことはないか確認
- 17:00 終業
終業後は、バスケのクラブチームへ



津地方裁判所 裁判所事務官

【平成26年採用】 日向 佑輔



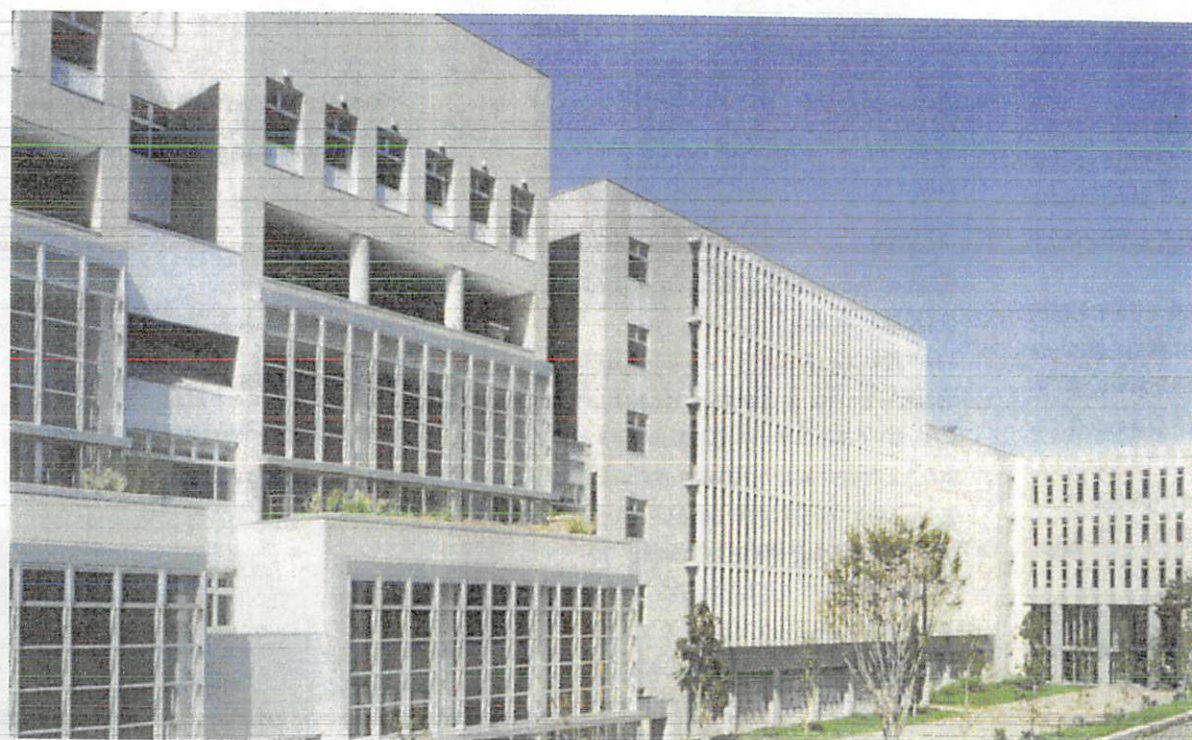
東京高等裁判所 裁判所事務官

【平成28年採用】 牧野 彩音

牧野さんのとある一日

- 8:30 始業
メールを確認。1日の作業予定を立てる
- 9:00 係ミーティング
課や係の1日の仕事の情報交換など
- 10:00 外国判事の訪問
外国からのお客様をお出迎え
- 11:00 問合せ対応
地裁から調停委員に関する問合せに対応
- 12:15 昼食
同期の職員と食堂でランチ
- 13:00 協議会実施準備
会議室の設営、受付案内など
- 15:00 窓口対応
総務課に来室された方の接遇
- 16:00 資料作成
長官の視察に関する資料を作成
- 17:00 終業
やり残しがないか確認して帰宅

仲間同士の切磋琢磨が 裁判所の未来を創る。

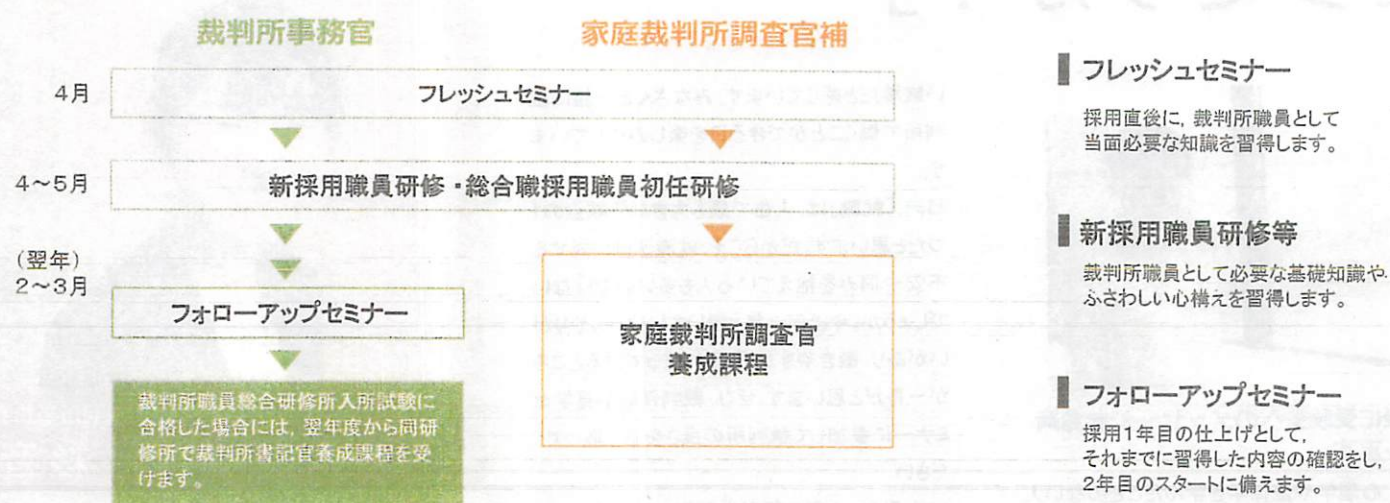


裁判所が適正・迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、担当職務を行うための基礎知識や技能等の習得を目的として、職場研修（OJT）と集合研修（Off JT）とを相互に関連させた効果的な研修制度や研究制度を用意しています。

▶ 裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある裁判所職員総合研修所は、広大な敷地の中に専用設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。

採用1年目の研修 Off JT



養成課程

裁判所書記官養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等について学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。

【研修内容】

憲法、民法、刑法、訴訟法、家事事件手続法、少年法などの法律科目のほか、事件の受付、進行管理、調書作成などを学ぶ実務科目があります。

家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や法律等の理論及び実務について学び、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

【研修内容】

憲法、民法、刑法、家事事件手続法、少年法などの法律科目や臨床心理学、発達心理学、家族社会学、教育学などの行動科学科目のほか、調査事務や面接技法などを学ぶ実務科目があります。

Q 研修生の様子を教えてください。

研修生達は、全国から集まった仲間とともに、切磋琢磨しながら研修に励んでいます。講義を聴くだけでなく、色々な経歴の研修生同士で議論することで、物事を多面的に考え、自分の意見を周りに伝える力を培っています。また、裁判所書記官養成課程と家庭裁判所調査官養成課程の合同での講義や演習なども行われており、そこでは、職種を超えた交流が行われています。さらに、課業時間後も、スポーツなどを通じた研修生同士の交流が見られます。

研修・研究

* ここに挙げたものは一例であり、このほかにも担当職務に必要な研修などを行っています。

裁判所事務官の研修例

事務官法律研修

総合職試験合格者及び法科大学院修了者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識・技能を付与します。

裁判所書記官の研修・研究例

書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官としてより高い視点から書記官の職務全般を遂行するのに必要な資質、能力の向上を図ります。

書記官実務研究

書記官の実務における諸問題について、体系的・実証的な研究を行います。



家庭裁判所調査官の研修・研究例

家庭裁判所調査官応用研修

若手家裁調査官を対象に、専門的知識等を応用して、複雑困難な事件についても、調査事務を遂行できる能力をかん養します。

家庭裁判所調査官特別研修

中堅以上の家裁調査官を対象に、行動科学等の専門性の更なる深化を図り、的確な調査事務を追求する能力の発展を図ります。

家庭裁判所調査官実務研究

家裁調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。

アメリカで開けた「新しい窓」

「横山君。海外で生活し、働いてこそ、日本への新しい窓が開けるんだよ。」

私は、平成23年から24年にかけて1年間、アメリカ合衆国に長期在外研究員として派遣されました。そこで知り合った在留邦人の言葉が強く印象に残っています。

オレゴン州ポートランドにある州裁判所を拠点として、市民の司法参加としての陪審制度、裁判手続におけるIT活用、裁判官とその他の職員の連携やそれを支える人的態勢の実情など、多角的に研究を行いました。

日本では、裁判所書記官が訴訟手続全般に関与して多様な事務を行っているところ、オレゴン州では、訴訟手続を担当する部署や職種が細分化され、最先端のIT技術も活用しながら、大量の事件を効率的に処理するシステムが構築されていました。このような違いは、司法制度の成り立ちや社会的、文化的背景に根ざすそれぞれの価値観の違いによるところも大きく、どちらが優れているという話



オレゴン州第4区裁判所のブレイ局長と

ではありませんが、日本の裁判所しか知らなかった私にとっては驚きで、まさに「新しい窓」から日本の裁判所を見つめる貴重な経験となりました。

私は、現在、民事訴訟を扱う部署において、主任書記官を務めています。裁判官や部下職員とのチームワークをモットーに、在外研究で開けた「窓」から、日本の裁判所書記官の未来を大きな視点で捉えるように心がけています。



大阪地方裁判所民事部主任書記官

横山 経成

profile (略歴)

H13 大阪地方裁判所裁判所事務官(採用)

H15 大阪地方裁判所裁判所書記官

H20 最高裁判所総務局第二課主任

H23 在外研究(アメリカ合衆国)

H25 大阪高等裁判所人事課専門職

H27 現職

待遇

給与

初任給

- ・ 総合職試験(院卒者区分) 249,480円
(行政職俸給表(一)2級11号俸)
- ・ 総合職試験(大卒程度区分) 217,440円
(同2級1号俸)
- ・ 一般職試験(大卒程度区分) 212,040円
(同1級25号俸)
- ・ 一般職試験(高卒者区分) 173,520円
(同1級5号俸)

諸手当

- 期末・勤勉手当(ボーナス)
- 住居手当, 通勤手当
- 扶養手当, 超過勤務手当 等

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

※上記の内容は平成28年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所のウェブサイトをご覧ください。

勤務時間・休暇

勤務時間

1日7時間45分

休日

土曜日・日曜日、祝日及び年末年始

休暇

年次休暇 年間20日 ※4月1日採用の場合、採用年は15日
残日数は20日を限度として翌年に繰越し
特別休暇(夏季、結婚、出産、育児等)、病気休暇、介護休暇

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事と家庭の両立を支援するため、以下のような各種制度が設けられているほか、男女を問わず、多くの職員がそれぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、主要なポストで活躍しています。

育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

男性職員の育児参加休暇

妻の産後8週間以内に、出生した子の養育のため5日間の範囲内で取得可能。

子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、1日を通じて2時間を超えない範囲内で利用可能。

配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、2日間の範囲内で取得可能。

介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。など



充実した「ワーク・ライフ」が
充実した「ワーク」へつながる。

安心できた育休取得

私は、採用後12年目、東京高裁総務課広報係長のときに2年間の育児休業を取得しました。出産のことを自分のこととしてリアルに考える前から、実際に仕事をしながら家事や育児に奮闘している女性の上司や先輩たちを理解し受け入れてくれる職場を見てきました。そのため、子どもを抱えてうまくやっていけるかという出産前の不安もありましたが、無事に出産して、元気に戻って来ようという気持ちでいっぱいでした。育児休業中には、上司が連絡をくれる際に一言添えてくださるなどの配慮があり、職場が自分の復帰を待っていてくれるという安心感がありました。

子育て経験を経て管理職へ

復帰後は、育児時間を利用して子育ての時間を確保しながら、管理職になるための試験を受け、子どもが4歳の時に管理職になりました。子育てを通じ、新しい体験や、人や社会との関わりを得たことで、異なる年齢や環境にいる人への理解が深まり、相手の話を聴いたり、相手の立場に立って考える姿勢がより強くなったことは、管理職としてプラスになったと感じます。

充実した仕事をするために

裁判所では、現在でも積極的に子育てに関わるイクメンも多いのですが、さらに今後は社会の高齢化とともに、育児や介護などの制度を利用して必要な時間を確保しながら、適正で迅速な裁判の実現という重要な仕事を全うしていくために、男女を問わず、目標を高く持ち、オンとオフのメリハリのある働きやすい職場を作っていくことが、より重要になっています。法を実現する裁判所で、一緒に働きやすい職場を作って充実した仕事をしてみませんか。お待ちしております。



東京高等裁判所 人事課企画官
神山千栄子 [平成7年採用]

採用試験

裁判所事務官		総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満(※)の者	21歳以上 30歳未満(※)の者	高卒見込み及び卒業後 2年以内の者(中学卒業後 2年以上5年未満の者も受験可)
試験 内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)			
		専門試験(多肢選択式)			作文試験
	第2次試験	政策論文試験(記述式)		論文試験(小論文)	
		論文試験(小論文, 特例希望者のみ)			
		専門試験(記述式)		専門試験(記述式)	
	人物試験(個別面接)		人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)	
	第3次試験	人物試験(集団討論及び個別面接)			

○ 総合職試験(裁判所事務官)は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験(裁判所事務官)は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所 調査官補		総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満(※)の者
試験 内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)	
		専門試験(記述式)	
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	
		専門試験(記述式)	
		人物試験(集団討論及び個別面接)	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

裁判所ウェブサイトの「裁判所職員採用試験」のページに、試験内容の詳細を掲載しています。

そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題、説明会のお知らせなど、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

受験の申込方法について

申込方法は、郵送又はインターネットとなりますが、できるだけインターネット申込みを利用してください。詳細は受験案内を参照してください。

なお、総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

総合職試験(裁判所事務官)の特例制度について

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、総合職試験に加え、一般職試験(大卒程度区分)受験者としても合否判定を受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q 大学で法律学を専攻していないと合格することは難しいのですか。

総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。

なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。

また、総合職試験(家庭裁判所調査官補)に関しては、専門試験で法律学を選択せずに受験することができます。

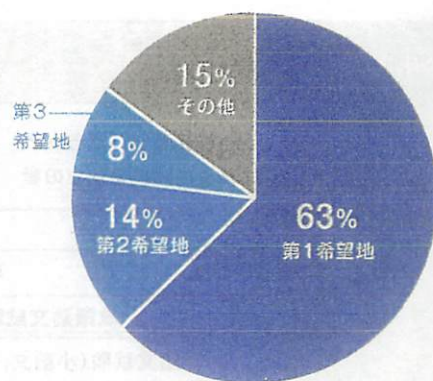
裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部等、様々な学部出身者が活躍しています。

また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

採用に関するQ&A

Q 希望する任地に採用されるのでしょうか。

- **総合職試験(裁判所事務官)** 及び **一般職試験** の合格者は、希望する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。
- **総合職試験(家庭裁判所調査官補)** の合格者は、全国の大規模の家庭裁判所の中から採用庁が決定されます。
- 採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

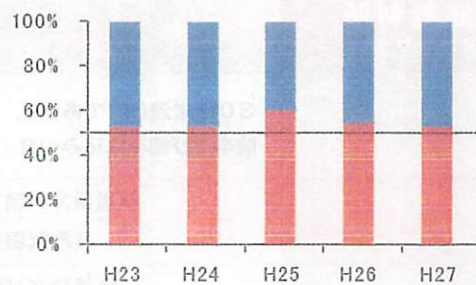


上のグラフは、平成27年度一般職試験に合格し、平成28年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。
採用者の8割以上が希望地で採用されています。

Q 採用者の男女比はどうなっていますか。

- 右のグラフが示すとおり、過去5年間ににおける新規採用者の女性の割合は50%を超えています。
裁判所では、多くの女性職員が活躍しています。

■ 男性割合 ■ 女性割合



Q 採用後の異動について教えてください。

- **総合職試験(裁判所事務官)** 及び **一般職試験** に最終合格して採用された場合は、希望する高等裁判所の管轄区域内で勤務することになります(なお、総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、高等裁判所所在地での勤務が中心となります)。異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。
- **総合職試験(家庭裁判所調査官補)** に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。

総合職(裁判所事務官)とは？

総合職として採用された職員は、裁判所全体に関わる政策の企画や立案などを担う主要ポストで活躍することが期待されています。

社会情勢を踏まえた幅広い視野を持ち、裁判所が置かれている状況を的確に把握しながら、組織全体の方向性を考えていく仕事には責任も伴いますが、日本の裁判所の未来を支えるために貢献できるという充実感は、総合職ならではのやりがいです。

また、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されていることから、先輩たちは、採用後2年目に養成課程を受け、採用後3年目には裁判所書記官として活躍しています。

最高裁判所

人事担当者からのメッセージ



テレビやインターネットで裁判のニュースを目にすることも多いのではないのでしょうか。

裁判所に持ち込まれる膨大な数の事件には、生身の人間一人ひとりの人生があります。

機械的に法を適用するのではなく、一人ひとりの声に耳を傾け、一人ひとりの人生に真剣に向き合い、公正中立の立場で事件を解決に導くという使命――

この使命を支えているのは、裁判官だけではありません。

裁判所事務官や裁判所書記官、家庭裁判所調査官などの熱い思いを持った多くの職員たちによって支えられています。

裁判所を取り巻く情勢は日々変化しています。

司法制度改革の議論があり、裁判員裁判も平成21年から始まりました。

そのような変化の中で、裁判所が、責務を果たしていくために必要なものは何でしょうか。

それは人材です。

裁判所は人によって支えられている組織です。

利用者の目線に立って、熱意をもって仕事に取り組み、時代の流れに対応できる柔軟な発想力を持っている皆さんが必要です。

ぜひ、裁判所の門を叩いてみてください。

そして、実際に真剣に取り組んでいる職員の姿を自分の目で見てください。このような仲間たちと切磋琢磨する中で、きっと自分自身の成長を実感することができると思います。

司法の今を支え、より良い司法の未来を創るのは、皆さん自身です。

皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

最高裁判所事務総局
人事局参事官

後藤 尚 樹

裁判所職員採用試験

検索



最高裁判所事務総局人事局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL.03-3264-8111(大代表)

<http://www.courts.go.jp/>

司法官の任用と試験

最高裁判所事務総局
人事局